

自動車・同付属品製造業におけるその他の金属加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10～11	被災者は工場内でマシニングセンターによる部品加工作業中であった。製品を治具に取り付ける際にクランプを忘れた。起動ボタンを押してからそれに気づき、慌ててクランプしようとしたが、治具が機械内へ移動し始め、送り出す回転扇と機械の間に左腕を挟まれ、腕と胸を圧迫し負傷した。	67	10～29
1	10～11	被災者は、会社工場内でスポット溶接のチップ交換中、セット完了後に左手でチップの表面をゴミがあるような気がして撫でていた。その際に、被災者が無意識のうちに自己の右手でスイッチを押してしまい、機械に指を挟んで負傷した。	65	50～99
1	8～9	キャラバン車のメンバー工程でFR SIDE MBR RHを助力装置にてセット後に、2ND CROSSのセット忘れに気付いた。その為、反対側の作業者と2人でFR SIDE MBRを持ち上げ、忘れた2ND CROSSをセットしてFR SIDE MBRを下ろす際に持ち位置が悪く、治具のロケートピンの先端部とFR SIDE MBRの間に左示指先端が挟まり受傷した。	32	1000～9999
2	9～10	焼結リング成形エリアにて1名で5台の成形プレス可動の作動中、仕業立ち上げから約1時間後位に成型ワークの払い出し作業時に成形1号プレスで上パンチ（金型）の破損が発生したため上パンチを交換しようとした際、上パンチ取り付けプレートが下降し頭部を挟まれた後床に倒れている状況を同エリアに設置の改修調査（寸法確認）に来た方により、発見された。（状況推定）※光電管式安全装置は切れた状態で全面扉は開けられた状態で運転モードは連続であった。	38	100～299
2	20～21	工場内にて鋳造作業中にコンタマシンにて製品押湯を切断する際に、誤って指が滑り左手親指がコンタマシンの刃に当たり負傷したものである。	31	50～99
		品質保証部において鋳物製品の切断作業に従事中、切断機に製品を固定しようと		50～

2	13~14	クランプの可動側口金を締めた時、製品が傾いた状態に気付かず締めたため、製品を持っていた右手が製品と固定側口金に挟まれ、右中指を圧挫創した。	64	99
2	3~4	レバーサイクル歯切り盤の自動加工中に、切削油の治具への掛かりが悪いのに気付कि、ワークヘッドが上昇する前にクーラントノズルの位置を調整しようとした。（設備を止めずに自動加工のまま調整した。）設備手前から右手を入れ、ノズル調整中にワークヘッドが上昇し、右手小指がワークヘッド可動部にあった為、ワークヘッドと前進端リミット部の間に右手小指を挟まれた。	34	500 ~ 999
3	11~12	当社工場内にて、ベンダー（高さ140cm、幅65cm、奥行300cm）に上る曲げ加工の段取り中に、タッチパネルを押し間違え、左にあるベンダーが突然作動してしまい、ベンダーに置いていた左手の指3本を挟み、指先から4~5cmに重傷を負った。	68	10~ 29
3	13~14	本社工場で機械で鉄板の曲げ加工中、スイッチを足で踏んで起動させた際に、誤って左手を入れてしまい負傷した。	35	10~ 29
3	9~10	組立ラインでカシメ機を用いて組立作業をしていた時、無意識に右手をカシメ機の下にもって行き、カシメ機インサートが人差し指に当たり、指を損傷した。	42	100 ~ 299
3	19~20	高速カッター機で、薄く長尺物の材料の一部を切断加工する為、前後2名で背中合わせになり、被災者は前方で作業していた。機械の横に材料を押さえる為の角材が置かれていたが、使用せず作業を開始した。材料の端面を押さえながら切断開始位置の確認をしようとしたところ、回転している刃に触れてしまい、すぐ手を離れたが怪我となった。	48	10~ 29
4	10~ 11	ラインでレール変形の修正後、動作確認のためライン内に留まり、ライン作業者に手動操作で動かすよう指示した。レールを動かした時、連結されている台車フレームのクランプシリンダーが後方より接近したのに気がつかず、フレームとシリンダーに挟まれた。	49	500 ~ 999
4	14~ 15	当事業所において、自動車部品のベアリング用保持器の加工作業中、手動式油圧単能盤に部品を右手で取り付け、部品取り付け後に右手でスイッチを押すところを左手で押ししまい、取り付け保持していた右手が挟まれ、作動を始めた加工	53	30~ 49

		部に当たり右手小指を負傷した。		
4	17～ 18	切断丸鋸3号機で通常作業の鋼材ノコ切断を行っていた際に、被災者は現場責任者でもある為生産に追われていた丸鋸作業に入った。現行の切断アイテムが終了したので、作業標準通りの処理を実施し次工程の段取りを行う為、左右の安全扉を開け、鋸刃のチェック・バイスストローク調整等一連の作業を終えた。次工程を開始する為に、メイン電源を入れ鋸刃をスタートしたが、作業標準書に基づき、主バイパス送り装置の切粉除去清掃を行う事にしたが、メイン電源は入ったままで鋸刃は回転した状態であった。また清掃は設備の左右の扉を開けて行う際に、鋸刃に巻き込まれ右手を負傷した。	44	100 ～ 299
5	12～ 13	工場2階の量産設備39号機において、センサーが不良品を検出し、設備が停止した際に移動ユニットに左手が挟まれた。その場合「必ず設備の連動運転を切る」という決まりになっていたが、そのルールを守らなかった。作業者は、長年その機械を使っていたが怪我をしたことがないと過信していた。	65	30～ 49
5	11～ 12	派遣先会社内工場にて、加工機へ部品をセットしようとした際、加工機の定位置に部品材料を置きチャックで固定しようとしてレバーを移動させた時、誤って指を挟んでしまい左手親指を負傷した。	44	50～ 99
5	10～ 11	工場内にて自動車部品加工中に、加工ラインの途中、部品を右手で外して左手で取付し、右手でスイッチを押したと同時に部品が正常な位置に取付されていない事に気付き、とっさに手を入れて部品の位置を直そうとしてしまい、左手小指を挟んだ。	48	30～ 49
5	11～ 12	工場内でパイプ切断機の段取り中、誤ってスイッチを起動した為にパイプとストッパーの間に右の中指が挟まれた。	38	10～ 29
6	11～ 12	製造課職場内において、自動車用エアコンパイプの曲げ加工作業中、ベンダー機を使用していたが、型に加工品がうまくセット出来なかった為、製品がぐらついたのをそれを押さえようと左手を添えたまま、誤って起動スイッチを押してしまい、左手親指を型と加工品の間に挟んでしまい負傷した。	28	100 ～ 299
		車両完成工程において、羽根のドアロールにセンターロックプレートを取り付け		1000

6	19～ 20	る際、5ミリのドリルで下穴を3箇所あけ終わり、8.5ミリのドリルで真ん中の穴をあけ、2番目に左側の穴をあけようとしたところ、ガスケットを押さえている左手親指部分の手袋が回転部に触れ、巻き込んでしまい、左手親指を捻った。	36	～ 9999
6	18～ 19	製造現場内にて、ボディの下回りに入り両手でマーキング作業を行っていた作業者と、同時に、上部から電動ドリルで穴あけをしていた作業者がいた。双方の状況確認不足により、上部作業者が電動ドリルで穴あけした際に、下回り作業をしていた被災者の左手があり、中指が電動ドリル先端に触れ、負傷したものである。	21	50～ 99
7	10～11	工場内Divo5号機の積層装置で、材料交換時の連続捨て加工時に、積層装置内回転テーブル上の金属破片を手で払い除けようとした際に、回転移動治具と固定治具の間に左手中指を挟まれ開放骨折をした。	38	30～ 49
7	11～12	組立工場にて、部品製作時、鋼管を切断する機械を操作中、鋼管を固定するための装置と鋼管で左手中指先端を挟み、指先を裂傷、骨折する怪我をした。	22	30～ 49
7	19～ 20	本社工場内において、材料の鍛造品（φ60×410）の端部を切断機で加工中、切断機が急に停止したため、加工部のノコギリ刃を手で引きだそうとしたところ、機械が動き出し、ノコギリが降りてきて左手中指を挟まれ負傷した。	22	50～ 99
7	9～ 10	工場内でアルミ製品（自動車用サンルーフレール）を機械にセットし、曲げ加工作業を行っていた。機械の動作中、製品を取り出すため、製品上部から手をかざしていたところ、製品を固定する万力の本体部と可動部の間に小指の腹を挟んだ。その状態から手を引っ込めたため、小指の腹に裂傷ができた。機械の動作終了を確認し、製品の下から手を入れていれば安全な作業であった。	40	50～ 99
9	6～7	アルミラッシングレール（9600mm×130mm）を短くカットする為、丸ノコ切断機で切断中（約1500mm）3枚目を切断し終り、次の送りをする為、停止ボタンを押し材料に手を出した時に、惰性回転しながら戻る丸ノコ刃に右手が接触し受傷した。	51	1000 ～ 9999
10	9～	C2ライン仕上げ外径機において、段取り中、芯合わせをしていて手動スイッチを押したら、機械に手を置いていたため、オシ Copp が戻りオシ Copp と機械の間に右手親指先端が挟まり負傷した。通常稼働は安全カバーがあるが、段取り中の	53	10～

	10	為安全カバーは外されていた。（カバーをつけたままだと段取りが困難なため。）		29
10	11～ 12	当社第二工場（研磨）において、品物セット時に品物の異物を挟み取ろうとした時、誤って足元クランプ開閉スイッチを踏んだためクランプ用治具が動き、取り付け台とクランプ用治具に右手人差し指を挟まれ負傷した。	44	100～ 299
11	13～ 14	（発生状況） 工作機械の刃の復旧作業を行っていた。ローラーに刃を取り付ける際に誤って駆動ローラーの回転箇所を手を入れてしまい、右手親指を設備の上板（鉄板）とローラーの隙間（10mm程度）に挟んでしまった。（発生原因）被災者は設備を停止させたとつもりで作業を行っていたが、実際には設備の電源はONであり、回転している駆動ローラーに手を接近させてしまった。	57	10～ 29
11	15～ 16	本社製造第6班大型トラック組立ラインで、部品生産加工（ニードルベアリング左入工程）を行っている時、部品が倒れそうになったため、起動ボタンを押した後、手を出した時に、左手人差し指が部品とシリンダーの間に入り、指を挟まれ受傷した。	33	100～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html